

公 告

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における展示即売店の設置及び運営を行う
業者募集について

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地
業務隊長 森川 俊治

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における展示即売店の設置及び運営を行う業者を下記のとおり募集する。

記

1 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 全省庁統一資格又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て遂行できる者
- (4) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 業者等の役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) その他、募集要領及び仕様書の内容を遵守できる者

2 公募に付する事項

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地における展示即売店の設置及び運営

(1) 募集業種

食品の展示販売並びに物品等の展示販売及び修理が可能と判断できる業種のほか、職員の福利厚生に寄与できる業種

（パン、菓子、ドーナツ、ハム、干し芋等茨城県名産品、スポーツ用品、ミリタリーグッズ、自転車、宝飾品、服飾品、文具、家電、書籍等）

(2) 設置（使用許可）期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日の間の希望する日。ただし、連続して10日を超えず、かつ、年度内90日間を上限とする。

(3) その他

細部については、別途配布する書類（募集要領及び仕様書）を参照

3 書類配布

(1) 期間等

令和元年10月18日（金）から令和元年11月7日（木）まで
平日 午前9時から午後5時まで（午後1時から2時を除く。）
応募者に対する説明は、必要に応じて随時実施する。

(2) 場所

霞ヶ浦駐屯地厚生センター2階業務隊厚生科共済班

(3) その他

書類の郵送を希望する場合は、返送先を記して210円切手を貼付した返信用封筒（角形2号）を同封の上、請求するものとする。

4 細部問い合わせ先

〒300-0837

茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊厚生科（担当：島、佐藤）

電話029-842-1211 内線2378、2327

FAX029-842-1211 内線2375